

# 協議体で出た困りごと・心配なこと①

## ①行政区のつながりに関すること

- ・行政区への加入率が減っている
- ・高齢化がすすみ、地域行事の開催や環境保全の活動が難しくなった
- ・行政区が広く、情報の共有や連携が難しい
- ・市政だよりも各世帯に郵送されるようになり、情報交換の場がなくなった  
また、「メリットがない」と組から抜ける人が増えた
- ・個人情報保護の観点から、行政区長への名簿の提供が中止となって以降、転出入の情報が把握できず、行政区への加入や地域行事への参加の働きかけができなくなった → 団地やアパートなどは特に誰が住んでいるかわからない

# 協議体で出た困りごと・心配なこと②

## ②災害に関すること

- ・避難所に行く手段がない
- ・防災無線が聞こえない
- ・山から泥水が流れ出ている場所があり、土砂災害の不安がある
- ・溜め池や山があり、水害や土砂災害の危険性が高く不安
- ・地域のつながりが減ったように感じている。災害時などのいざという時に助け合うことができるか心配

## ③空き家に関すること

- ・空き家の草木が伸びて道路にはみ出てきているため、歩行時に支障が出ている
- ・放置された空き家が朽ちており、危険な状況になっている
- ・放置された空き家があり、防犯上の不安や火事の心配がある

# 協議体で出た困りごと・心配なこと③

## ④環境のこと

- ・街路樹の根元が歩道を押し上げたり、枝が伸びており、歩行時に支障がある
- ・草木に覆われて見えなくなった街灯がある
- ・人が近くにいても出てくる猪が増え、襲われないか心配
- ・猫に餌をあげる人がおり、野良猫が増えて困っている
- ・カラスや猫がゴミを荒らし困っている
- ・ゴミを不法投棄する人がいる



※生活支援体制整備事業で求められているのは、**高齢者の社会参加・介護予防・生活支援につながる活動やサービスの充実を促す体制を構築すること**

# A行政区の協議体で①

A行政区では、ひとり暮らしの高齢者が増え、孤独死もあったことから、見守り活動の仕組みづくりを目指すことになりました。

- ある日の協議体でBさんの話が出ました。

Bさん

80歳代の男性でひとり暮らし。子どもはおらず、兄弟とは関係が悪く疎遠。ご近所とのかかわりが少ない。経済的・身体的理由から病院に行くことができず、民生委員とその妻が週1回声をかけたり、友達として通院同行を行っている。

- 参加者からは...

「気になる人にどう接したらよいかわからない」「緊急時の対応を求められると夜中は負担が大きい」  
「行政や社協の職員に24時間連絡が取れるようにしてほしい」「助け合いは必要だけど、行政区に入っていない人への複雑な感情もある」

# A行政区の協議体で②

一方で...

「民生委員だけじゃなく、ご近所さんにも気にかけてもらおうよ」「緊急時の連絡先や対応方法を考えるのも必要だね」「電気の消灯や洗濯物がそのままになっていないかを意識するだけでも安否確認ができるね」  
「Bさんみたいな人が他にもいるから、地域のつながりを作ることが大切だよね」



- 組長に協力してもらい、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯、障がいのある方、気になる方などに、あんしんカードを記入してもらい、いざという時に対応できるようにする。また、行政区に加入していない方は、民生委員が個別に訪問し関係を作っていくことになりました。
- あんしんカードは、ご本人と民生委員、社協との3者で管理することになっているため、行政区長にも情報を共有することの同意を得ることにしました。
- 今後は、行政区で見守りの啓発チラシを作成し、その中にあんしんカードの必要性や役立て方などを掲載することになりました。

# あんしんカード

---

- 緊急時や災害時に備えて個人情報把握することが目的となっており、ご本人同意のもと作成します。3枚複写で、ご本人、民生委員、嘉麻市社協がそれぞれで保管します。
  - ・住所や名前、生年月日などの基本情報と、かかりつけの病院や緊急時の連絡先
  - ・特記事項には、利用している介護保険サービスの事業者や困りごと、気になること
  - ・個人情報を記入してもらうため、同意書欄に署名してもらう
  - ・訪問活動のなかで、気になることや心配なことがあれば、校区担当の職員と解決に向けて一緒に考える

※ご本人が体調不良やけがなどで救急搬送される際に、また、意識がなく情報が分からない時や災害リスクが高まった際の避難誘導や発災後の訪問活動などに役立つ

# 相談を受ける際には

- 総合相談・地域づくり推進係で相談を受ける際には、ご本人に話を聞くだけでなく、必要に応じて隣近所や民生委員、行政区長などからも話を伺い、抱える困りごとはご近所同士の助け合いで解決できるものなのか、公的なサービス対応が必要なものなのかをアセスメントし、対応するようにしています。

例1) 庭の草取りや電球交換などに困っている

→ ご近所で支援してくれる人はいないか

例2) コロナ禍で外出が減り、足腰が弱ってしまった

→ 自分たちで集まって、ラジオ体操や茶話会ができるように働きかけた

例3) 一人暮らしの高齢者や日中ひとりで過ごす高齢者が増えている

→ ふれあい・いきいきサロンの立ち上げに向けた支援

例4) 癌を発症した天涯孤独な女性がいる

→ ご近所さんと連携した見守りの仕組みづくり。終活について考える機会を作る

# ケアマネージャーからの相談

---

- 日常生活自立支援事業を利用しているCさんのケアマネージャーから、入院することになったので、D社との身元保証契約を勧めているとの連絡。
- Cさんには、緊急連絡先になってくれる身寄りがいない。ケアマネージャーに連絡があっても24時間は対応できない。死後事務委任契約も勧めたいと思っている。
- Cさんは生活保護を受給しており、ケースワーカーには報告し了解を得ている。
- 病院から強く身元保証人を求められているわけではない。
- 果たして、今急いで契約する必要があるのか？

確かに、入院時の身元保証人や緊急連絡先、亡くなった後の手続き等、困りごとはたくさん予想できるため、いざという時の対応を考える必要はあるが...



# 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備に取り組むための枠組み

地域共生社会の実現(社会福祉法第4条1項)

地域福祉の推進(社会福祉法第4条2項)

包括的支援体制の整備(社会福祉法第106条3項)

生活困窮者自立支援事業  
(生活困窮者自立支援法第5条)

地域包括ケアシステムの構築  
(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条)

重層的支援体制整備事業  
(社会福祉法第106条4項)

# 社協職員がSCを担う意味①

---

- 地域にはCさんのように、地域の助け合いだけでは解決できない困りごとを抱える高齢者がおられます。  
(身寄りがない、年金だけでは生活が苦しい、ご近所との関係が希薄、自宅がゴミ屋敷状態になっているなど...)
- 分野や世代を超えて複合的な課題を抱える世帯も  
(ヤングケアラー、ダブルケア、貧困、子どもや障がい者への虐待、いじめ、不登校、差別や偏見、8050、空き家問題、外国人の情報収集の課題など...)
- ただ協議体を開催するのではなく、新たな対応策も必要なのではないでしょうか？

# 社協職員がSCを担う意味②

例えば...

- 地域ケア会議で個別ケースを検討した際に実施している重点課題の抽出  
→すべての項目を含めた情報提供が行えるようにすることで、より正確な重点課題をつかむことができ、  
地域の実情に応じた仕組みづくりにつながる
- 元気でい隊教室に参加した高齢者の事業終了後の活動  
→参加者が生活する地域で、仲間と集まれる居場所を作ったり、健康を維持できるような活動を継続する  
取り組みなど
- ケアマネージャーが担わざるを得なくなっている高齢者の課題の把握  
→身寄りがない方の緊急時の通院支援や身元保証、緊急連絡先など、制度では解決できない困りごと  
が...

※課題を把握しても、**解決する方法を具体化(人・物・金)しなければ、言いつばなしのききつばなし**となるのではないのでしょうか...